

「経営者保証に関するガイドライン」への 当行の取組みについて

2024月11月
鹿児島銀行

1. 「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

1. 経営者保証に関する取組方針

当行は、法人のお客さま向けのご融資に際し、原則として経営者保証をいたしません。
ただし、以下のいずれかに該当する場合は、保証の提供をお願いすることがございます。

- (1) 法人と経営者等の個人の資産・経理が明確に区分されていない場合
- (2) 法人から経営者等の個人に対して多額の貸付金などの資金のやりとりが行われている場合
- (3) 法人から適時・適切に財務情報等を提供していただけない場合
- (4) 法人のみの資産・収益力によって借入返済が可能であると判断ができない場合
- (5) 信用保証協会付融資など経営者保証が必要とされるご融資を利用していただく場合

上記要件に該当し、保証契約をお願いする場合には、以下の内容について具体的かつ丁寧に説明いたします。

- (1) どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか
- (2) どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか

2. 保証債務整理に関する取組方針

当行は、お客様さまから保証債務整理のお申し出があった場合や、万一、保証履行を求める場合には、お客様の資産状況などを勘案した上で、履行請求の範囲を検討し、保証債務免除要請について適切かつ誠実な対応に努めます。

2. 経営者保証の機能を代替する融資手法

- 当行では、経営者保証の機能を代替する融資手法として、以下の手法をご用意しております。
- これらの代替的な融資手法に関する個別のご相談がございましたら、お取引店までお問い合わせ下さい。

当行の「経営者保証の機能を代替する融資手法」	
停止条件付保証契約	お客様が、保証契約書の特約条項（情報開示・財務制限等）を遵守されている限り、保証効力が発生しない保証契約です。
アセットベースドレンディング （A B L）	お客様が保有する在庫や売掛金などの事業用資産を担保として差し入れていただき、ご融資するスキームです。

○本資料に関するご相談については、当行所定の審査が必要となる場合があります。また、一般のご融資と同様、審査結果によっては、お客様のご希望にそえない場合があります。

3. 「経営者保証に関するガイドライン」の活用状況

➤ 新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合

項目（※1）	2022年10月 ～2023年3月	2023年4月 ～2023年9月	2023年10月 ～2024年3月	2024年4月 ～2024年9月
①新規に無保証で融資した件数	2,899件	3,597件	3,835件	3,626件
②経営者保証に代替する融資手法を活用した件数（※2）	0件	0件	0件	1件
③新規融資件数	6,330件	5,952件	6,134件	5,527件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合（①＋②）÷③	45.8%	60.43%	62.52%	65.62%

※ 1 経営者保証に関するガイドラインに基づく、中小企業者のお客様が対象です。

※ 2 経営者保証に代替する融資手法とは、停止条件付保証契約・A B Lを指します。

➤ 代表者交代時における経営者保証に関するガイドラインの活用状況

項目	2022年4月～2023年3月	2023年4月～2024年3月
新旧両経営者から保証を受け入れなかった割合	13.5%	18.7%
新経営者のみ保証を受け入れた割合	20.0%	24.7%
旧経営者のみ保証を受け入れた割合	63.9%	56.6%
新旧両経営者から保証を受け入れた割合	2.5%	0.0%